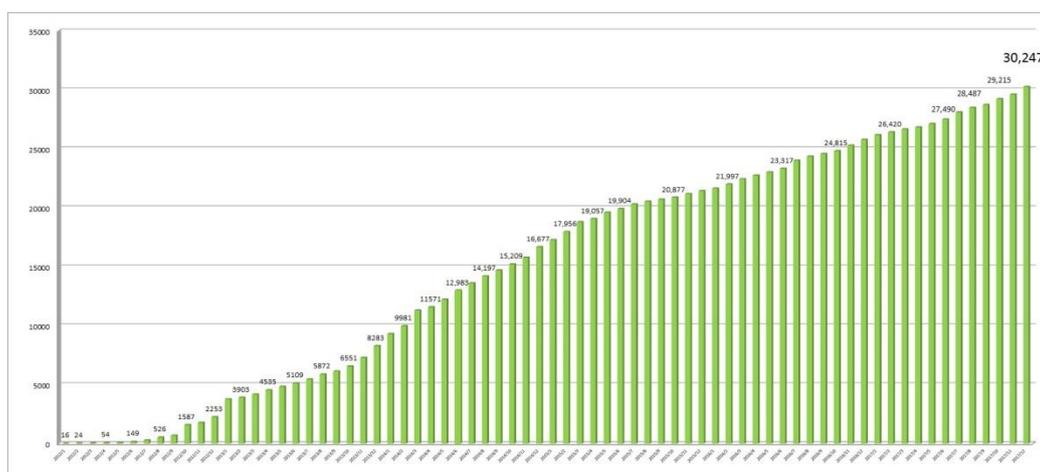
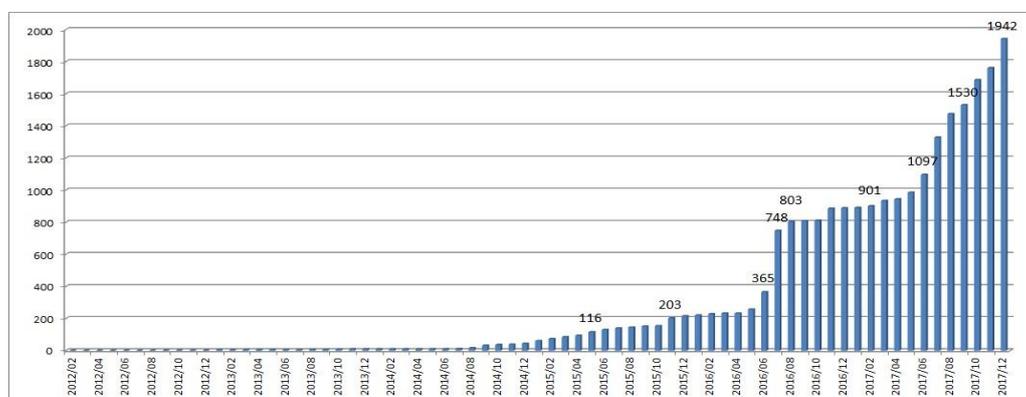


証券会社の相続ニーズ対応で資格推進が加速！ 「相続診断士®」合格者が3万人突破

「相続診断士®」を認定している一般社団法人 相続診断協会(所在地：東京都中央区、代表理事：小川 実)は、資格試験実施を2012年1月から開始し、2017年12月に合格者が3万人を突破しました。2万人を突破した際には、不動産業界において資格推進が加速していましたが、2016年7月より証券会社からの資格推進が加速しています。



相続診断士®合格者推移 (2012年1月～2017年12月)



相続診断士®合格者 証券会社勤務者推移 (2012年1月～2017年12月)

証券会社勤務の受験者増加内訳としては、個人受験が徐々に増加していき、2016年には東洋証券様が年内に約400人の営業員に取得を義務づけられる等、証券会社各社での資格取得推進が加速しました。全営業社員に資格取得を義務付けたいといった声は既に9社から頂いており、随時団体試験を実施しています。大手証券会社では、当資格を資格取得支援対象としており、既に全営業社員取得頂いた会社からは全新入社員に取得させたいと毎年ご連絡を頂いています。相続の幅広い知識が身につくとしてビジネススキル向上としても評価して頂いています。また、相続部門を新設する証券会社からは対象部員100名に資格取得を検討したいとの問い合わせが来ており、証券会社各社において、相続発生後の株式売却による顧客減少対策や昨今の相続ニーズ増加による熱心な対応が見受けられます。

「相続診断士®」の試験内容には、株式に関する範囲も含まれており、相続財産の評価カテゴリからは上場株式の評価、取引相場のない株式と事業承継カテゴリからは、株式会社の事業承継・自社株評価の概要・自社株に係る評価方式・特定会社等の評価を学びます。また、相続法・成年後見制度・相続税・贈与税・相続対策・相続財産の評価として宅地、宅地上の権利の評価・小規模宅地等の評価減の特例・コンプライアンスと相続の基本的な知識全般を身につけることが出来ます。

【協会概要】

名称：一般社団法人 相続診断協会（<http://www.souzokushindan.com>）

所在地：〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 2-13-9-7 階

代表者：代表理事 小川 実・金井 恵美子

設立：2011年12月

事業内容：相続診断士検定試験

の実施及び資格の付与、相続診断士を育成するための研究会の企画及び実施、相続に関する税務、法務その他の各種セミナーの企画及び実施、弁護士、司法書士、税理士、行政書士その他相続手続に関与する専門家の紹介等

ミッション：争う相続を減らし、笑顔相続の普及活動により社会問題を解決する事です。

生前に家族で相続について話し合い、円満に後世に想いを引き継いでいく社会創りのお手伝いをしています。私たちは生前に話し合う事が親の義務という社会を目指します。相続診断士を通じて一般の方へ問題啓発を促しています。想いを残す大切さを伝えると共に有効な方法としてエンディングノートを推奨しています。

参考資料

＜「遺産が多いから揉める」は間違い＞？

「相続」が「争族」になってしまうのは、他人事ではありません。

遺産が多いから揉めるのではなく、誰でも「争族」にな



る可能性を持っているのです。最高裁判所の「司法統計年報」（平成 26 年度）によると、相続分割事件全体の中で、相続税がかからない方が大半の 5,000 万円以下の遺産分割でもめている件数が、なんと全体の 72.9%を占めています。驚くことに、1000 万以下で争ってる件数が 31.9%を占めています。「相続税」は全員が対象ではありませんが、「相続」は誰にも訪れます。何故揉めるのか、どうすれば揉めずに、「笑顔相続」を迎えられるのか、道先案内を相続診断士が行うと共に、その準備の為に生前に話し合う事が親の義務という社会を目指しています。

【「相続診断士」とは】

相続の基本的な知識を身につけて相続診断ができる資格です。現在は全国に 30,000 名以上が合格しています。

相続は、民法や相続税法などの正しい知識がないため、生前の準備を怠り、その結果、亡くなった後に不動産等の分けられない財産に身内が揉めたり、多額の相続税で苦勞をすることが多くあります。生前に「弁護士」「税理士」「司法書士」などの専門家に相談出来ればよいのですが、親切で相続に詳しい「専門家」に出会うことは容易ではありません。一般の方からすると、そもそも誰に相談したら良いのか分からないというのが現状です。

「相続診断士」は、その誰に相談すればいいのか分からないの声に応えるべく、特に相続に重要な「民法・相続税法」など法律の正しい理解と、「正しい遺言書の書き方」「エンディングノートの普及と書き方の指導」等々の周辺知識など多岐にわたる知識を習得、研鑽を続け相続に関する多岐にわたる問題を理解し、『笑顔相続の道先案内人』として社会的な役割を担います。

<本件のお問合せ先>

一般社団法人 相続診断協会 広報担当：斎藤宛

TEL. 03-6661-9593

FAX. 03-6661-1196

MAIL. k-saito@souzokushindan.com